

第3号議案 外部監事の報酬等

外部監事の報酬等

定款第26条に定める外部監事の報酬の総額の上限は、1人当たり年間50万円とし、
理事会その他監事の職務に関する会議に出席した場合、1人当たり1回につき2万円を
支給する。

以上